

【介護報酬編】介護サービス事業者自己点検表（兼事前提出資料）

短期入所療養介護費（R6.4月改定版）

事業所名：

※過去1年程度（改正があった場合は、その施行日又は適用日まで）を振り返って、算定した加算・減算の要件を満たしているか点検してください。

※点検結果の□にチェックを記入するか、又は塗りつぶして（■）ください。

※実地指導の事前書類として提出する場合、算定していない加算については削除していただいてもかまいません。

点検項目	点検事項	点検結果	
介護老人保健施設における短期入所療養介護費			
夜勤減算	夜勤を行う看護又は介護職員2人以上（利用者等の数が40人以下は1以上）	☐ 満たさない	
	ユニット型・・・2ユニットごとに夜勤を行う看護又は介護職員1以上	☐ 満たさない	
定員超過減算	（介護予防）短期入所療養介護の利用者と介護老人保健施設の入所者の合計数が届け出されている定員を超過している場合	☐ 該当	
人員基準減算	人員基準に規定される員数の職員を配置していない場合	☐ 該当	
ユニットケア減算	日中常時1名以上の介護又は看護職員の配置	☐ 未配置	
	ユニットごとに常勤のユニットリーダーの配置	☐ 未配置	
身体拘束廃止未実施減算	緊急やむを得ず身体拘束を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録していない場合	☐ 該当	いずれかに該当すれば減算となります。
	身体的拘束等の適正化のための対策を検討する委員会を3月に1回以上開催していない場合	☐ 該当	
	身体的拘束等の適正化のための指針を整備していない場合	☐ 該当	
	介護職員その他の従業者に対し、身体的拘束等の適正化のための研修を年2回以上実施していない場合	☐ 該当	
高齢者虐待防止措置未実施減算	高齢者虐待防止のための委員会の開催、指針の整備、定期的な研修の実施又は担当者の配置のいずれかの措置を講じていない場合	☐ 講じている →減算なし	
		☐ 講じていない →減算対象	
業務継続計画未策定減算	自然災害に関する業務継続計画又は感染症に関する業務継続計画のいずれか又は両方策定していない場合	☐ 策定している →減算なし	
		☐ 策定していない →減算対象	

点検項目	点検事項	点検結果		
夜勤職員配置加算	夜勤を行う看護職員又は介護職員の数が ①利用者数等 41 以上の場合、利用者数等 20 毎に 1、かつ 2 名超えて配置 ②利用者数等 40 以下の場合、利用者数等 20 毎に 1、かつ 1 名超えて配置	☐	該当	
個別リハビリテーション 実施加算	医師又は医師の指示を受けた理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士が利用者に 20 分以上の実施	☐	該当	
	医師、看護職員、理学療法士、作業療法士、言語聴覚士等が共同して利用者ごとに個別リハビリテーション計画を作成	☐	該当	
認知症ケア加算	認知症の利用者と他の利用者とを区別している	☐	該当	
	専ら認知症の利用者が利用する施設	☐	該当	
	入所定員は40人を標準とする	☐	該当	
	入所定員の 1 割以上の個室を整備	☐	該当	
	入所定員 1 人当たり 2 m ² のデイルームを整備	☐	該当	
	家族に対する介護技術や知識提供のための30m ² 以上の部屋の整備	☐	該当	
	単位ごとの利用者が10人を標準	☐	該当	
	単位ごとに固定した介護職員又は看護職員配置	☐	該当	
	ユニット型でないこと	☐	該当	

点検項目	点検事項	点検結果		
認知症行動・心理症状緊急対応加算	利用者に認知症の行動・心理症状が認められ、緊急に短期入所療養介護が必要と医師の判断、介護支援専門員、受入事業所の職員との連携、利用者又は家族の同意を得て短期入所療養介護を開始	☐	該当	
	加算適用利用者が次を満たす 病院又は診療所に入院中の者、介護保険施設等に入院又は入所中の者、認知症対応型共同生活介護等を利用中の者が、直接、短期入所療養介護の利用を開始していない。	☐	該当	
	医師が判断した日又はその次の日に利用開始	☐	該当	
	利用開始日から7日を限度に算定	☐	該当	
	判断した医師が診療録等に症状、判断の内容等を記録	☐	該当	
	介護サービス計画書による記録	☐	該当	
緊急短期入所受入加算	居宅で介護をうけることができず、当該日に利用することが居宅サービス計画されていない	☐	該当	
	居宅介護支援事業所の介護支援専門員が緊急の必要性及び利用を認めている	☐	該当	
	利用理由・期間・対応などの事項を記録	☐	あり	
	緊急利用者の変更前後の居宅サービス計画の保存	☐	あり	
	緊急受入後の適切な介護のための介護支援専門員との連携	☐	あり	
	7日を限度に算定（利用者の日常生活上の世話を行う家族の疾病等やむを得ない事情がある場合は、14日）	☐	該当	
	受入窓口の明確化	☐	あり	
	空床情報の公表	☐	あり	
	「認知症行動・心理症状緊急対応加算」を算定していない	☐	該当	
若年性認知症利用者受入加算	若年性認知症利用者ごとの個別担当者	☐	該当	
	利用者に応じた適切なサービス提供	☐	実施	
	「認知症行動・心理症状緊急対応加算」を算定していない	☐	該当	

点検項目	点検事項	点検結果	
重度療養管理加算	利用者が要介護 4 又は要介護 5	☐ 該当	
	以下(イ)～(リ)のいずれかの状態	☐ いずれかに該当	
	(イ)喀痰吸引（1日8回以上実施日が月20日を超える）	☐ 該当	
	(ロ)人工呼吸又は間歇的陽圧呼吸（1週間以上）	☐ 該当	
	(ハ)中心静脈注射	☐ 該当	
	(ニ)人工腎臓（週2日以上）かつ重篤な合併症	☐ 該当	
	(ホ)心機能障害、呼吸障害等で常時モニター測定	☐ 該当	
	(ヘ)膀胱・直腸の機能障害が身障者4級以上かつ ストーマ実施の利用者に、 皮膚の炎症等に対するケアを実施	☐ 該当	
	(ト)経鼻胃管や胃瘻等の経腸栄養	☐ 該当	
	(チ)皮下組織に及ぶ褥瘡に対する治療	☐ 該当	
	(リ)気管切開が行われている状態	☐ 該当	
	計画的な医学的管理を継続	☐ あり	
	療養上必要な処置を提供	☐ あり	
	医学的管理の内容等を診療録に記載	☐ あり	
在宅復帰・在宅療養支援 機能加算（Ⅰ）	在宅復帰指標率が40以上	☐ 該当	
	地域貢献活動	☐ 該当	
	介護老人保健施設短期入所療養介護費（Ⅰ）の介護老人保健施設短期入所療養介護費（ⅰ）若しくは（ⅲ）又はユニット型介護老人保健施設短期入所療養介護費（Ⅰ）のユニット型介護老人保健施設短期入所療養介護費（ⅰ）若しくは経過型ユニット型介護老人保健施設短期入所療養介護費（ⅰ）を算定しているものであること。	☐ 該当	（ⅰ）→従来型個室（基本型） （ⅲ）→多床室（基本型）

点検項目	点検事項	点検結果		
在宅復帰・在宅療養支援機能加算（Ⅱ）	在宅復帰指標率が70以上	☐	該当	
	介護老人保健施設短期入所療養介護費（Ⅰ）の介護老人保健施設短期入所療養介護費（Ⅱ）若しくは（Ⅳ）又はユニット型介護老人保健施設短期入所療養介護費（Ⅰ）のユニット型介護老人保健施設短期入所療養介護費（Ⅱ）若しくは経過的ユニット型介護老人保健施設短期入所療養介護費（Ⅱ）を算定しているものであること。	☐	該当	（Ⅱ）→従来型個室（在宅強化型） （Ⅳ）→多床室（在宅強化型）
送迎加算	利用者の心身の状態等が送迎を必要と認められる状態	☐	あり	
特別療養費	指導管理等のうち日常的に必要な医療行為として実施	☐	あり	
療養体制維持特別加算（Ⅰ）	転換を行う直前において、療養型介護療養施設サービス費（Ⅰ）、療養型経過型介護療養施設サービス費、ユニット型療養型介護療養施設サービス費、ユニット型療養型経過型介護療養施設サービス費、認知症疾患型介護療養施設サービス費（Ⅱ）又はユニット型認知症疾患型介護療養施設サービス費（Ⅱ）を算定する指定介護療養型医療施設を有する病院であった介護老人保健施設又は療養病床を有する病院（診療報酬の算定方法の別表第1 医科診療報酬点数表に規定する療養病床入院基本料1の施設基準に適合しているものとして当該病院が地方厚生局長等に届け出た病棟、基本診療料の施設基準等の一部を改正する件による改正前の基本診療料の施設基準等第5の3（2）イ②に規定する20対1配置病棟又は新基本診療料の施設基準等による廃止前の基本診療料の施設基準等第5の3（2）ロ①2に規定する20対1配置病棟を有するものに限る。）であった介護老人保健施設	☐	該当	
	介護職員の数が常勤換算方法で、指定短期入所療養介護の利用者の数及び介護老人保健施設の入所者の合計数が4又はその端数を増すごとに1以上	☐	配置	
	定員、人員基準に適合	☐	あり	

点検項目	点検事項	点検結果		
療養体制維持特別加算 (Ⅱ)	算定日が属する月の前3月間における入所者等のうち、喀痰吸引又は経管栄養が実施された者の占める割合が100分の20以上であること。	☐	該当	
	算定日が属する月の前3月間における入所者等のうち、著しい精神症状、周辺症状又は重篤な身体疾患又は日常生活に支障を来すような症状・行動や意志疎通の困難さが頻繁に見られ、専門医療を必要とする認知症高齢者の占める割合が100分の50以上であること。	☐	該当	
総合医学管理加算	短期入所を利用することが居宅サービス計画に計画されていない	☐	該当	
	居宅サービス計画を担当する居宅介護支援事業所の介護支援専門員と連携し、利用に当たって利用者又は家族の同意を得ている	☐	該当	
	診断等に基づき、診療方針を定め、治療管理として投薬、検査、注射、処置等を行う	☐	該当	
	診療方針、診断名、診断を行った日、実施した投薬、検査、注射、処置の内容等を診療録に記載	☐	該当	
	利用終了日から7日以内に、利用者の主治の医師に対して、利用者の同意を得て、診療状況を示す文書を交付すること。交付した文書の写しを診療録に添付	☐	該当	
	緊急時施設療養費を算定していない	☐	該当	

点検項目	点検事項	点検結果		
口腔連携強化加算	歯科訪問診療科の算定の実績がある歯科医療機関の歯科医師又は歯科医師の指示を受けた歯科衛生士に相談できる体制を確保し、その旨を文書等で取り決めている。	☐	実施	
	口腔の健康状態の評価を利用者ごとに行い、評価した情報を歯科医療機関及び当該利用者を担当する介護支援専門員に対して提供している。	☐	実施	医療機関への情報提供に当たっては、利用者又はその家族等の意向及び当該利用者を担当する介護支援専門員の意見等を踏まえ、連携歯科医療機関・かかりつけ歯科医等のいずれか又は両方に情報提供を行ってください。
	口腔の健康状態の評価は、次のことを確認している。 ア 開口の状態 イ 歯の汚れの有無 ウ 舌の汚れの有無 エ 歯肉の腫れ、出血の有無 オ 左右両方の奥歯の噛み合わせの状態 カ むせの有無 キ ぶくぶくうがいの状態 ク 食物のため込み、残留の有無	☐	該当	キ及びクは、利用者の状態に応じて確認可能な場合に限って評価を行ってください。
療養食加算	管理栄養士又は栄養士による食事提供の管理の実施	☐	該当	
	利用者の状況により適切な栄養量及び内容の食事提供を実施	☐	該当	
	定員、人員基準に適合	☐	該当	
	疾病治療の直接手段として、医師の発行する食事せんに基づき提供された適切な栄養量及び内容を有する糖尿病食、腎臓病食、肝臓病食、胃潰瘍食、貧血食、膵臓病食、脂質異常症食、痛風食及び特別な場合の検査食の提供	☐	該当	
	療養食の献立の作成	☐	該当	療養食献立表

点検項目	点検事項	点検結果		
認知症専門ケア加算Ⅰ	入所者総数のうち介護を必要とする認知症者の対象者（日常生活自立度ランクⅢ、Ⅳ又はMに該当する者）の割合が2分の1以上	☐	該当	
	認知症介護に係る専門的な研修修了者を、対象者の数が20人未満の場合は1人以上、対象者が20人以上の場合は、1に当該対象者が19名を超えて10又はその端数を増すごとに1を加えた人数を配置し、チームとしての専門的な認知症ケアの実施	☐	該当	
	従業者に対して認知症ケアに関する留意事項の伝達又は技術的指導に係る会議を定期的実施	☐	該当	
認知症専門ケア加算Ⅱ	入所者総数のうち介護を必要とする認知症者の対象者（日常生活自立度ランクⅢ、Ⅳ又はMに該当する者）の割合が5割以上	☐	該当	
	認知症介護に係る専門的な研修修了者を、対象者の数が20人未満の場合は1人以上、対象者が20人以上の場合は、1に当該対象者が19名を超えて10又はその端数を増すごとに1を加えた人数を配置し、チームとしての専門的な認知症ケアの実施	☐	該当	
	従業者に対して認知症ケアに関する留意事項の伝達又は技術的指導に係る会議を定期的実施	☐	該当	
	認知症介護の指導に係る専門的な研修修了者を1名以上配置し、事業所又は施設全体の認知症ケアの指導等を実施	☐	該当	
	介護職員、看護職員毎の認知症ケアに関する研修計画の作成、当該計画に従い研修を実施（実施予定も含む）	☐	該当	

点検項目	点検事項	点検結果	
緊急時治療管理	利用者の病状が重篤となり救命救急医療が必要となる場合において緊急的な治療管理としての投薬、検査、注射、処置等を行った	☐ 該当	
	連続する3日を限度に算定	☐ 3日以内	
	同一の利用者について月に1回まで算定	☐ 1回以下	
特定治療	利用者の症状が著しく変化した場合に緊急その他やむを得ない事情	☐ 該当	
	診療報酬の算定方法（平成20年厚生労働省告示第59号）別表第一医科診療報酬点数表第1章及び第2章において、高齢者の医療の確保に関する法律第57条第3項に規定する保険医療機関等が行った場合に点数が算定されるリハビリテーション、処置、手術、麻酔又は放射線治療を実施	☐ 該当	
生産性向上推進体制加算（Ⅰ）	利用者の安全並びに介護サービスの質の確保及び職員の負担軽減に資する方策を検討するための委員会において、次に掲げる事項について必要な検討を行い、及び当該事項の実施を定期的に確認している。 (1) 業務の効率化及び質の向上又は職員の負担の軽減に資する機器を活用する場合における利用者の安全及びケアの質の確保 ※「利用者の安全及びケアの質の確保」について ①見守り機器等から得られる離床の状況、睡眠状態やバイタルサイン等の情報を基に、介護職員、看護職員、介護支援専門員その他の職種が連携して、見守り機器等の導入後の利用者等の状態が維持されているか確認すること。 ②利用者の状態の変化等を踏まえた介護機器の活用方法の変更の必要性の有無等を確認し、必要な対応を検討すること。 ③見守り機器等を活用する場合、安全面から特に留意すべき利用者については、定期巡回の実施についても検討すること。 ④介護機器の使用に起因する施設内で発生した介護事故又はヒヤリ・ハット事例の状況を把握し、その原因を分析して再発の防止策を検討すること。	☐ 該当	

点検項目	点検事項	点検結果	
	(2) 職員の負担の軽減及び勤務状況への配慮 ※実際に勤務する職員に対して、アンケート調査やヒアリング等を行い、介護機器等の導入後における次の①から③までの内容をデータ等で確認 ①ストレスや体調不安等、職員の心身の負担の増加の有無 ②職員の負担が過度に増えている時間帯の有無 ③休憩時間及び時間外勤務等の状況 (3) 介護機器の定期的な点検 ※次の①及び②の事項を行うこと。 ①日々の業務の中で、あらかじめ時間を定めて介護機器の不具合がないことを確認するなどの不具合のチェックを行う仕組みを設けること。 ②使用する介護機器の開発メーカー等と連携し、定期的に点検を行うこと。 (4) 業務の効率化及び質の向上並びに職員の負担軽減を図るための職員研修 ※介護機器の使用方法的講習やヒヤリ・ハット事例等の周知、その事例を通じた再発防止策の実習等を含む職員研修を定期的に行うこと。		
	介護機器の活用による業務の効率化及びケアの質の確保並びに職員の負担軽減に関する実績がある。	☐ 実績あり	
	介護機器を複数種類活用している。	☐ 該当	
	委員会において、職員の業務分担の明確化等による業務の効率化及びケアの質の確保並びに負担軽減について必要な検討を行い、当該検討を踏まえ、必要な取組を実施し、及び当該取組の実施を定期的に確認している。	☐ 該当	

点検項目	点検事項	点検結果
生産性向上推進体制加算 (Ⅱ)	利用者の安全並びに介護サービスの質の確保及び職員の負担軽減に資する方策を検討するための委員会において、次に掲げる事項について必要な検討を行い、及び当該事項の実施を定期的に確認している。 (1) 業務の効率化及び質の向上又は職員の負担の軽減に資する機器を活用する場合における利用者の安全及びケアの質の確保 ※「利用者の安全及びケアの質の確保」について ①見守り機器等から得られる離床の状況、睡眠状態やバイタルサイン等の情報を基に、介護職員、看護職員、介護支援専門員その他の職種が連携して、見守り機器等の導入後の利用者等の状態が維持されているか確認すること。 ②利用者の状態の変化等を踏まえた介護機器の活用方法の変更の必要性の有無等を確認し、必要な対応を検討すること。 ③見守り機器等を活用する場合、安全面から特に留意すべき利用者については、定期巡回の実施についても検討すること。 ④介護機器の使用に起因する施設内で発生した介護事故又はヒヤリ・ハット事例の状況を把握し、その原因を分析して再発の防止策を検討すること。 (2) 職員の負担の軽減及び勤務状況への配慮 ※実際に勤務する職員に対して、アンケート調査やヒアリング等を行い、介護機器等の導入後における次の①から③までの内容をデータ等で確認 ①ストレスや体調不安等、職員の心身の負担の増加の有無 ②職員の負担が過度に増えている時間帯の有無 ③休憩時間及び時間外勤務等の状況 (3) 介護機器の定期的な点検 ※次の①及び②の事項を行うこと。 ①日々の業務の中で、あらかじめ時間を定めて介護機器の不具合がないことを確認するなどの不具合のチェックを行う仕組みを設けること。 ②使用する介護機器の開発メーカー等と連携し、定期的に点検を行うこと。 (4) 業務の効率化及び質の向上並びに職員の負担軽減を図るための職員研修 ※介護機器の使用方法の講習やヒヤリ・ハット事例等の周知、その事例を通じた再発防止策の実習等を含む職員研修を定期的に行うこと。 介護機器を活用している。	□ 該当 □ 該当

点検項目	点検事項	点検結果	
サービス提供体制強化加算（Ⅰ）	次の（１）又は（２）に該当	☐	
	（１）介護職員総数のうち介護福祉士の占める割合が１００分の８０以上	☐ 該当	
	（２）介護職員総数のうち、勤続年数が１０以上の介護福祉士の割合が１００分の３５以上	☐ 該当	
	定員、人員基準に適合	☐ 該当	
	サービス提供体制強化加算（Ⅱ）及び（Ⅲ）を算定していない	☐ 該当	
サービス提供体制強化加算（Ⅱ）	介護職員総数のうち介護福祉士の占める割合が１００分の６０以上	☐ 該当	
	定員、人員基準に適合	☐ 該当	
	サービス提供体制強化加算（Ⅰ）及び（Ⅲ）を算定していない	☐ 該当	
サービス提供体制強化加算（Ⅲ）	次の（１）、（２）、（３）のいずれかに該当	☐ 該当	
	（１）介護職員の総数のうち介護福祉士の割合が１００分の５０以上	☐ 該当	
	（２）看護・介護職員の総数のうち常勤職員の割合が１００分の７５以上	☐ 該当	
	（３）利用者に直接サービスを提供する職員の総数のうち勤続年数７年以上の職員の割合が１００分の３０以上	☐ 該当	
	定員、人員基準に適合	☐ 該当	
	サービス提供体制強化加算（Ⅰ）及び（Ⅱ）を算定していない	☐ 該当	

点検項目	点検事項	点検結果		
介護職員処遇改善加算 (Ⅰ) ①～⑭の全てにチェックが付いている。 (Ⅱ) ①～⑬にチェックが付いている。 (Ⅲ) ②と④～⑫にチェックが付いている。 (Ⅳ) ②と④～⑩、⑫にチェックが付いている。	① 介護職員その他の職員の賃金改善に要する費用の見込額が、介護職員等処遇改善加算の算定見込額以上となる賃金改善に関する計画の策定、計画に基づく措置	☐	あり	介護職員処遇改善計画書
	② 仮に介護職員等処遇改善加算(Ⅳ)を算定した場合に算定することが見込まれる額の2分の1以上を基本給又は決まって毎月支払われる手当に充てている。	☐	該当	
	③ 介護福祉士であって、経験及び技能を有する介護職員と認められる者のうち一人は、賃金改善後の賃金の見込み額が年額440万円以上となっている。 ※介護職員等処遇改善加算の算定見込額が少額であることその他の理由により、当該賃金改善が困難である場合はこの限りではない。	☐	該当	
	④ 介護職員処遇改善計画書の作成、周知、届出	☐	あり	介護職員処遇改善計画書
	⑤ 賃金改善の実施 ※ただし、経営の悪化等により事業の継続が困難な場合、当該事業の継続を図るために当該事業所の職員の賃金水準（本加算による賃金改善分は除く）を見直すことはやむを得ないが、その内容を松本市長（高齢福祉課）に届け出ること。	☐	あり	
	⑥ 処遇改善に関する実績の報告	☐	あり	実績報告書
	⑦ 前12月間に労働に関する法令に違反し、罰金以上の刑	☐	なし	
	⑧ 労働保険料の納付	☐	適正に納付	
	⑨ 任用の際の職責又は職務内容等の要件を書面で作成し、全ての介護職員に周知	☐	あり	
	⑩ 資質の向上の支援に関する計画の策定、研修の実施又は研修の機会を確保し、全ての介護職員に周知	☐	あり	研修計画書
	⑪ 経験若しくは資格等に応じて昇給する仕組み又は一定の基準に基づき定期的に昇給する仕組みを設け、全ての介護職員に書面をもって周知	☐	あり	
	⑫ 処遇改善の内容（賃金改善を除く）及び処遇改善に要する費用の見込額を全ての職員に周知	☐	あり	
	⑬ ⑫の内容をインターネットその他の適切な方法で公表	☐	あり	
	⑭ サービス提供体制強化加算(Ⅰ)又は(Ⅱ)のいずれかを届け出ている。	☐	あり	